

# 「子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助」申請について

「子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助」とは、キッズデザイン賞の「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に応募する都内の中小企業等の審査料を全額補助することで、子どもの安全性に配慮した商品等の開発・普及を促進することを目的に制定された制度です。

この制度を利用するには、キッズデザイン賞応募とは別の必要書類のメール提出が必要となります。

(ご提出された申請データにより、内容確認を行い、承認された作品の企業のみに審査料補助いたします)

## 東京都審査料補助申請チェック診断チャート

応募部門が「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」であり、応募作品の特長がこの部門の主旨（子どもの安全に配慮した商品等）と合致していますか？

1

※子どもの安全性を明確にアピールしていただき、その安全性を裏付ける実績・ユーザの評価・エビデンスなどを応募フォームやプレゼンテーションシートに明確にご記載ください。

<実績・ユーザの評価・エビデンスの例>

導入事例、実験結果、事故減少実績、ユーザーの声や評価、JIS等の規格に準拠、社内安全基準など

はい

いいえ

→ Bへ（対象外）

中小企業基本法第2条に該当する中小企業・個人事業者ですか？

各業種に対し、資本金または従業員数のいずれかを満たす必要があります。

2

業種	中小企業者（資本金の額または従業員数のどちらかに該当すれば可）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※詳しくは以下の中小企業庁ホームページをご覧ください。  
[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01\\_teigi.html](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01_teigi.html)

はい

いいえ

→ Bへ（対象外）

3

東京都内に主たる事業所（本社所在地）を有しますか？

※連名応募の場合、1企業でも本社所在地が東京都内にあれば、該当します。

はい

いいえ

→ Bへ（対象外）

4

連名で応募する場合、以下の条件を満たしていますか？

- ・大企業が実質的に経営に参画していない
- ・連名の応募企業に大企業が含まれていない
- ・連名の応募企業・団体から資金提供を受けていない

※その他、ご不明な点がございましたらキッズデザイン賞事務局までお問い合わせください。

はい

いいえ

→ Bへ（対象外）

5

応募作品は国や自治体から補助を受けずに作成していますか？

※応募作品の製造・開発・設計・建設等に関連せず、事業運営・広報等で補助金を受けている場合は補助対象となります

はい

いいえ

A

申請可能です

「『子供の安全に配慮した商品等の顕彰に係る東京都審査料補助』申請書」「登記事項証明書」「従業員数がわかる資料」を5月13日(火)13時までにキッズデザイン賞事務局へメール送付してください。

B

補助対象外です

※必要に応じてキッズデザイン事務局より追加で資料を求めたり、お問い合わせさせていただくことがあります。